

計画の概要・改定の経緯

- 母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づく計画
- ひとり親家庭が、安定した就労と生活の下、子供を健全に育むことができるよう、都におけるひとり親支援の基本理念や、具体的方策を定める計画

平成13年3月 「東京都ひとり親家庭就労支援計画」策定
平成17年4月 「東京都ひとり親家庭自立支援計画」策定
平成22年4月 第2期計画策定
平成27年3月 第3期計画策定

計画期間

令和2年度から令和6年度までの5年間（第4期計画）

改定に当たっての視点

- 1 ひとり親家庭を支える「つながり」への支援
- 2 各家庭の特性・状況に応じた自立に向けての支援
- 3 子供の健全育成と将来の自立に向けた支援
- 4 関係機関の連携強化
- 5 母子生活支援施設の活用促進

計画の理念

- 1 ひとり親家庭の自立を支援し、生活の安定と向上を図る。
- 2 ひとり親家庭の子供の健やかな育ちを支援する。
- 3 ひとり親家庭の親子が地域で安心して生活できる環境を整備する。

具体的取組（5局84事業）

4つの施策分野を柱にひとり親家庭への支援を推進

1 相談体制の整備

- 広報・普及啓発の推進と相談体制の拡充
 - ・ポータルサイトの作成
 - ・多摩地域に新たな相談拠点を設置
 - ・養育費・面会交流への支援

2 就業支援

- ひとり親家庭の事情に合わせた個別的・継続的な就業支援
 - ・ひとり親のライフステージを踏まえたキャリアアップ支援

3 子育て支援・生活の場の整備

- 課題を有する母子への支援（母子生活支援施設）
 - ・広域入所の促進
 - ・支援力向上のためのガイドライン作成

4 経済的支援

- 子供の健やかな成長を支える経済的支援
 - ・民間保証会社と連携し、養育費の立替保証を実施する区市町村を支援

今後の予定

パブリックコメント（1月末から30日間を予定）を実施後、3月末に公表